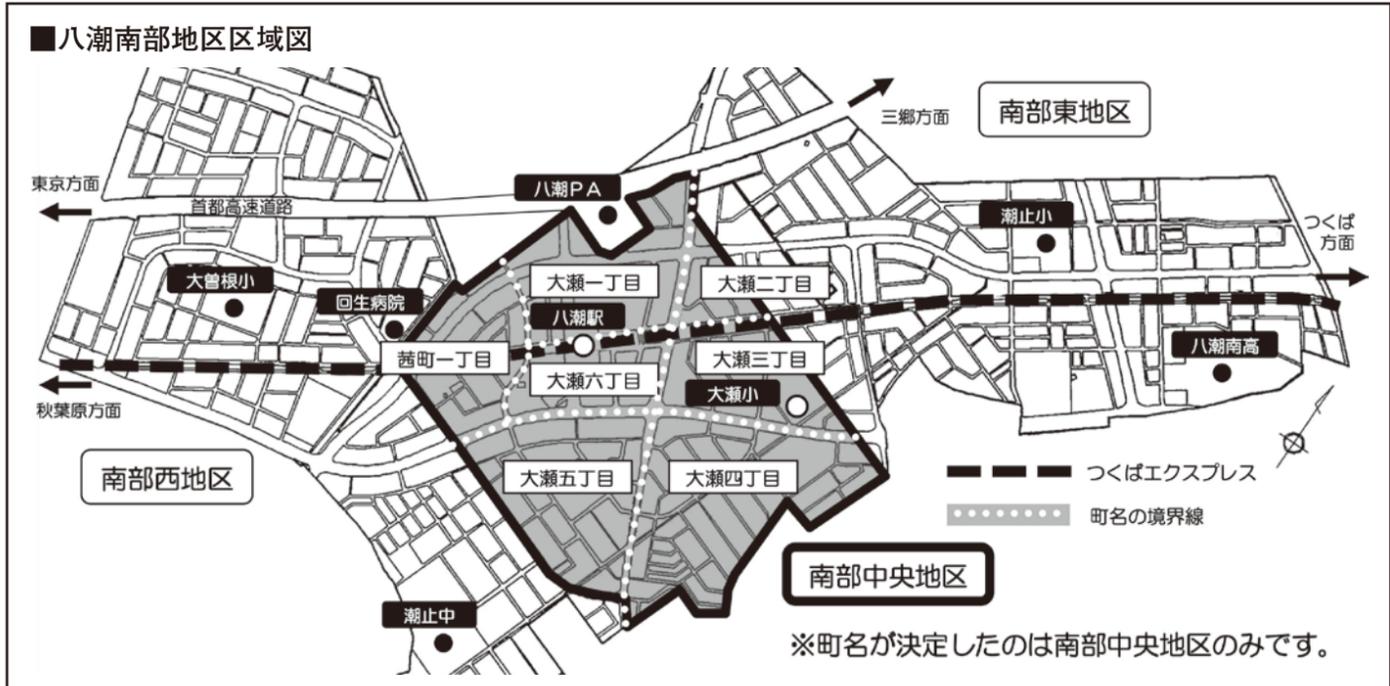


八潮南部中央地区の町名が決定

南部中央地区の町名が、大瀬一丁目〜六丁目、茜町一丁目に決定しましたのでお知らせします。



※町名が決定したのは南部中央地区のみです。

答申・請願

つくばエクスプレス八潮駅周辺で行われている八潮南部地区土地整理事業区域に係る町名は、平成23年度に「八潮南部地区町名策定委員会（以下、策定委員会という）」で検討され、市長へ答申されました。

答申された町名は、広報やしおや市ホームページでお知らせしましたが、その後、市議会議員あてに「南部地区区画整理事業区域の町名変更見直しに関する請願書」が提出されました。

請願は、「地元町会などに対する説明が不十分であり、合意形成を図るべき」などの理由から採択されました。

町会・自治会への説明会

請願の採択を受け、市では南部地区に係る町会・自治会に、策定委員会の答申に至るまでの策定経緯や採択された請願の内容などについて、個別に説明会（下木曾根・南川崎・伊勢野・上大瀬・西古新田・新田・大原・大曾根東の各町会）を実施しました。

町会・自治会との意見交換会

市長が南部地区に係る町会・自治会長に直接、意見を伺うため、意見交換会を実施しました。

区市街地整備課 ☎404

意見交換会では、南部地区のうち、平成26年度中の換地処分を予定している南部中央地区の町名を南部西および東地区に先行して検討することや、南部中央地区に係る町会・自治会などで構成する「八潮南部中央地区町名検討協議会（以下、検討協議会という）」を組織して検討を行うことになりました。

町名案の議会上程・可決

市では、検討協議会でまとめられた町名案を南部中央地区の町名案として、平成26年第1回市議会定例会へ議案を上程し、案のとおり可決されました。

住所変更に伴う手続き

決定した南部中央地区の町名は、土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日から変更となります。市民の皆さんには、換地処分の時期（平成26年度中を予定）にあわせて、広報やしおや市ホームページでお知らせします。変更となる対象地域の皆さんには、個別に住所変更に伴う手続きなどのお知らせをする予定です。住所変更に伴う手続きについては、総務人事課（☎231）へお問い合わせください。

衛生的なまちづくりのために 公共下水道へ接続しましょう

公共下水道が整備されると、清潔で快適な街になります。平成26年4月1日現在、公共下水道を使用できる区域は約71ヘクタールで、下水道普及率は約70パーセントになりました。

公共下水道を使用できる区域の皆さんは、早めに公共下水道へ接続しましょう。

問 下水道課 ☎2662

4月1日から新たに使用できる区域

伊草・二丁目・南川崎・伊勢野・大瀬・古新田・塚のそれぞれ一部

公共下水道を使用できる区域内の皆さんは、処理開始の日から1年以内に接続することが、条例などで義務づけられています。

下水道の接続工事は、必ず市の指定工事店へ依頼してください。

また、くみ取り便所、浄化槽、その他の排水設備を下水道へ接続するために必要な工事を、無利子で貸し付けます。

受益者負担金

4月1日から新たに公共下水道を使用できる区域は、平成26年度受益者負担金の賦課対象となります。

対象となる方には、内容確認・納付方法などを個別に通知します。

また、すでに納期が過ぎている方で負担金を納入していない方は、すみやかに納入してください。

貸付・補助制度

水洗便所等 改造資金貸付	貸付金の限度額…40万円<無利子> 返済方法…貸付を受けた翌月から毎月1万円
雨水貯留施設 設置費補助	既存浄化槽(単独・合併浄化槽)の改造※ 補助額…80,000円 市販の雨水貯留槽の設置 補助額…限度額25,000円、費用の1/2以内

貸付・補助の条件などがあるため、事前にご相談ください。
※県でも同様の補助制度があります。詳しくは、県水環境課（☎048-830-3081）へ

下水道の正しい使い方

下水道に下水以外のものを流すと、下水道管を傷めたり、ゴミなどが詰まり下水の流れが悪くなるなど、皆さんの生活に影響を与えます。大切な下水道管を適切に維持するために、次のことを守りましょう。



台所のゴミや油などは流さない



水洗トイレにはトイレットペーパー以外の生活用品は流さない



有害な物質や危険物は絶対に流さない